

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	個別予防接種業務に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、個別予防接種業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八千代市長

公表日

令和4年7月8日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個別予防接種業務に関する事務
②事務の内容	<p>予防接種法に基づき、予防接種(高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌ワクチン・風しん第5期・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種)の実施等を行う</p> <p>特定個人情報を下記の事務で取り扱う</p> <p>① 予防接種の実施 ② 健康被害救済の給付に係わる請求手続 ③ 予防接種費用の徴収 ④ 接種台帳の記録・保管 ⑤ ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ⑥ 予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理 ⑦ 他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑧ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者抽出機能: 予防接種の対象者を抽出 ・予診票出力機能: 予診票の発行及び再発行 ・送付対象者管理機能: 返戻、送付除外等の管理 ・接種結果入力機能: 接種結果の情報を入力 ・健(検)診結果情報取込機能: 検診結果データの取り込み ・健(検)診結果照会機能: 検診結果を照会(履歴も含む) ・イベント管理機能: 健康教育等の申込者を管理 ・支援実施管理機能: 相談、訪問の対応情報を管理
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内宛名統合システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。</p> <p>2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。</p> <p>3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供者を依頼し、結果をオンラインにて表示する。</p> <p>4. 符号要求機能 処理通番の要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行なう。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行なう。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複合や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行なう。</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行なう。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券の発行登録 ・接種記録の管理 ・転出・死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (健康管理システム)
システム5	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> 第10条第1～6号 ● 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ● 番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項、115の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (主務省令における情報照会の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく予防接種事業対象者
その必要性	予防接種対象者を把握するために管理している
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ●識別情報:対象者を正確に把握をするために保有 ●連絡先等情報:対象者に受診券等を送付するために保有 ●業務関係情報 ・健康・医療関係情報:対象者の検診履歴の把握をするために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年6月
⑥事務担当部署	健康福祉部健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)								
③使用目的 ※	予防接種事業の対象者を把握するため								
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 健康づくり課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>【対象者把握】 各種予防接種の対象者の把握及び管理</p> <p>【受診券発行】 各種予防接種の予診票出力</p> <p>【結果登録】 予防接種結果をシステムへ登録</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する</p>								
情報の突合	健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。								
⑥使用開始日	令和3年6月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		
福祉系情報システム運用管理業務委託		
①委託内容	システム運用及び保守に関すること	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則禁止しており、委託先業者はあらかじめ書面により、商号、名称等必要な事項を書面により申請し、八千代市の承認を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同様
委託事項2～5		
委託事項2		
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<住民テーブル>

1.住民番号、2.氏名カナ、3.氏名漢字、4.外国人氏名カナ、5.外国人氏名漢字、6.生年月日、7.性別、8.住民区分、9.郵便番号、10.住所、11.方書、12.送付先使用フラグ、13.送付先郵便番号、14.送付先住所、15.送付先方書、16.電話番号、17.削除フラグ、18.続柄(1)、19.続柄(2)、20.続柄(3)、21.世帯番号、22.世帯主名漢字、23.保健センター、24.住所コード、25.地区コード、26.小学校コード、27.異動日付、28.異動事由、29.異動届出日、30.異動前住所、31.異動先住所、32.住民となった日、33.住民となった事由、34.住定日、35.増減事由、36.増減日、37.保険区分、38.保険者番号、39.被保険者証記号番号・記号、40.被保険者証記号番号・番号、41.国保資格区分、42.国保異動年月日、43.国保異動事由、44.国保記号番号、45.国保取得年月日、46.国保喪失年月日、47.被保険者番号、48.被保険者資格取得事由、49.被保険者資格喪失事由、50.被保険者資格取得年月日、51.被保険者資格喪失年月日、52.生保資格区分、53.生保資格区分(八千代市)、54.生保適用年月日、55.生保喪失年月日、56.介護保険認定ランク、57.介護保険認定番号、58.介護保険認定日、59.介護認定申請日、60.介護認定有効期限 開始日、61.介護認定有効期限 終了日、62.非課税区分、63.課税対象年、64.特徴区分(八千代市)、65.世帯非課税判定フラグ、66.世帯非課税判定結果、67.世帯非課税区分、68.養育用課税対象年、69.養育用非課税区分、70.前年度給与収入額区分、71.氏名漢字元、72.氏名漢字セット禁止、73.氏名漢字外字サイン、74.世帯主名漢字元、75.世帯主名漢字セット禁止、76.世帯主名漢字外字サイン、77.住基連携作成日、78.住基連携作成日(連番)、79.国保連携作成日、80.国保連携作成日(連番)、81.介護連携作成日、82.介護連携作成日(連番)、83.生保連携作成日、84.生保連携作成日(連番)、85.税連携作成日、86.税連携作成日(連番)、87.後期高齢連携作成日、88.後期高齢連携作成日(連番)、89.新規レコード作成者、90.新規レコード作成日時、91.新規レコード端末、92.新規レコードプログラム、93.最終レコード更新者、94.最終レコード更新日時、95.最終レコード端末、96.最終レコードプログラム、97.電話番号使用フラグ、98.自宅電話番号、99.携帯電話番号、100.勤務先電話番号、101.E-Mail使用フラグ、102.PCE-Mail、103.携帯E-Mail、104.連絡先備考、105.現住所使用フラグ、106.現住所郵便番号、107.現住所住所、108.現住所方書、109.送付先使用フラグ、110.送付先郵便番号、111.送付先住所、112.送付先方書、113.健増、114.情報提供不可フラグ、115.情報提供不可理由、116.胃がん検診、117.大腸がん検診、118.胸部レントゲン検診、119.成人歯科健康診査、120.乳がん検診、121.子宮頸がん検診、122.乳がん検診(超音波)、123.前立腺がん検診、124.肝炎ウイルス検査、125.特定健診、126.障害認定フラグ、127.健管番号、128.処理日、129.旧異動事由コード、130.旧異動日付、131.旧氏名カナ、132.旧氏名漢字、133.旧生年月日、134.旧性別コード、135.旧住所、136.旧方書、137.旧支所コード、138.旧地区コード、139.旧行政区コード、140.新異動事由コード、141.新異動日付、142.新氏名カナ、143.新氏名漢字、144.新生年月日、145.新性別コード、146.新住所、147.新方書、148.新支所コード、149.新地区コード、150.異動前氏名カナ、151.異動前氏名漢字、152.異動前住所コード、153.異動前住所、154.異動前郵便番号、155.異動前世帯主名カナ、156.異動前世帯主名漢字、157.異動先氏名カナ、158.異動先氏名漢字、159.異動先住所コード、160.異動先住所、161.異動先郵便番号、162.異動先世帯主名カナ、163.異動先世帯主名漢字、164.(八千代市)生保資格区分、165.(八千代市)特徴区分、166.(八千代市)前年度給与収入額区分、167.(八千代市)世帯非課税判定フラグ、168.(八千代市)世帯非課税判定結果、169.(八千代市)世帯非課税区分、170.(八千代市)障害認定フラグ、171.(八千代市)非希望開始日(胃がん検診)、172.(八千代市)非希望開始日(大腸がん検診)、173.(八千代市)非希望開始日(胸部レントゲン検診)、174.(八千代市)非希望開始日(成人歯科健康診査)、175.(八千代市)非希望開始日(乳がん検診(マンモグラフィ))、176.(八千代市)非希望開始日(子宮頸がん検診)、177.(八千代市)非希望開始日(乳がん検診(超音波))、178.(八千代市)非希望開始日(前立腺がん検診)、179.(八千代市)非希望開始日(肝炎ウイルス検査)、180.(八千代市)非希望開始日(特定健診)、181.(八千代市)希望開始日(大腸がん一次検診)、182.(八千代市)希望開始日(胸部レントゲン検診)、183.(八千代市)希望開始日(成人歯科健康診査)、184.(八千代市)希望開始日(乳がん検診(マンモグラフィ))、185.(八千代市)希望開始日(子宮頸がん検診)、186.(八千代市)希望開始日(乳がん検診(超音波))、187.(八千代市)希望開始日(前立腺がん検診)、188.(八千代市)希望開始日(肝炎ウイルス検査)、189.(八千代市)希望開始日(特定健診)

<予防接種テーブル>

1.住民番号 2.接種コード 3.接種日 4.接種機関コード 5.接種医コード 6.年度 7.性別 8.生年月日 9.受診時年齢数値(999.11) 10.受診時年齢文字(999歳11ヶ月) 11.集計用月齢(9999) 12.支所コード 13.地区コード 14.集計用地区コード1 15.集計用地区コード2 16.集計用地区コード3 17.集計計上日 18.集計計上年度 19.新規レコード作成者 20.新規レコード作成日時 21.新規レコード端末 22.新規レコードプログラム 23.最終レコード更新者 24.最終レコード更新日時 25.最終レコード端末 26.最終レコードプログラム 27.地域保健・受診区分 28.接種区分 29.接種量 30.製造メーカー 31.ロット番号 32.診察医コード 33.診察機関コード 34.判定医コード 35.判定機関コード 36.ツ反の大きさ 37.ツ反の判定 38.接種日不明区分 39.ハイリスク区分 40.徴収区分 41.三種混合区分 42.ツ反BCG区分 43.支払日 44.行政措置 45.備考 46.住所 47.方書 48.小学校区コード 49.市外フラグ 50.小学校コード 51.請求日 52.自己負担区分(支払用) 53.支払済フラグ 54.計上区分 55.OCR登録時連番 56.初診フラグ 57.同時接種フラグ 58.同時接種処理フラグ 59.ワクチン有効期限 60.OCR登録フラグ 61.OCRデータフラグ 62.OCR登録日時 63.OCR登録時間 64.OCR更新時間

<マイナンバー管理テーブル>

1.住民番号、2.マイナンバー、3.統合宛名番号、4.マイナンバー異動日、5.マイナンバー異動事由、6.マイナンバー処理日、7.マイナンバー処理時間、8.マイナンバー連番、9.新規レコード作成者、10.新規レコード作成日時、11.新規レコード端末、12.新規レコードプログラム、13.最終レコード更新者、14.最終レコード更新日時、15.最終レコード端末、16.最終レコードプログラム”

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

1.個人番号、2.宛名番号、3.自治体コード、4.接種券番号、5.属性情報(氏名、生年月日、性別)、6.接種状況(実施/未実施)、7.接種回(1回目/2回目)、8.接種日、9.ワクチンメーカー、10.ロット番号、11.ワクチン種類(※)、12.製品名(※)、13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、14.証明書ID(※)、15.証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・窓口において、申請内容や本人確認書類（身分証明書）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。</p> <p>・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</p> <p>・委託医療機関から提出された予診票をシステムへ取込む際に、記録票に記載された氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転入者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</p> <p>・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</p> <p>・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で管理を行い、漏えい・紛失を防止している。</p> <p>・紙媒体を窓口で受け取り後、事務連絡が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底している。</p> <p>＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞</p> <p>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</p> <p>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p> <p>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p> <p>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p> <p>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p> <p>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</p> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項別表第1に記載されない事項については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システムの仕組みとして担保する。 個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じる。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する 職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証を実施する。また利用者毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 アクセス権限の設定については管理表を作成し、管理表に基づいた設定を行う。 人事情報に基づき、アクセス権限を設定し、権限を有していた職員の異動及び退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、不要となるユーザーIDは失効させる。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> アクセスログ管理機能により、いつ、だれが、どのような情報にアクセスしたのかをログに記録する。 不正利用防止のためログの監視を行い、記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて、確認が行える仕組みとする。 システムを時間外に利用する場合は事前の申請が必要であり、上記と同様にアクセスログの管理・記録を行う。 画面の盗み見や不正利用を防止するため、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバーを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う必要がある。 外部媒体の接続は、端末の各種ポートを制限し、予め決められた媒体のみ可能であり、セキュリティ機能付きの媒体とし利用記録の管理を行う。 特定個人情報等の保護に関する研修を受講し、職員の啓発に努める。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に過去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務 ・複写及び複製の禁止 ・提供資料の返還 ・個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・漏えい、滅失等の防止・従事者への周知 ・事故発生時の報告義務 ・個人情報の持出しの禁止 ・再委託の条件 ・実地調査及び報告 ・取扱者の明確化 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・ISO9001, ISO27001, プライバシーマークの取得義務 ・業務終了後の情報の消去
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・市の承諾を得たときを除き再委託を禁止とし、再委託先においても特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保をする。
その他の措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する 場面に限定している。 	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・入退室管理及び生体認証を常時行っている室内にてデータを保管する。</p> <p>・特定個人情報が記載された書類等を破棄する場合、焼却又は溶解等の復元が不可能な手段により破棄を行う。</p> <p>・特定個人情報が記録された機器及び電子媒体等を破棄する場合、データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段により破棄を行う。</p> <p>・ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを常に最新化するとともに、外部媒体の接続制限、他のネットワークとの接続については、ファイアウォールを設置し外部からのアクセスを常時監視する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>【技術的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・特定個人情報を取り扱う者を対象に、特定個人情報等の保護に関する研修を実施する。</p> <p><small><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></small> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><small><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></small>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><small><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></small> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312番地5 八千代市総務部法務課情報公開班
②請求方法	指定様式による書面提出により、開示・訂正・利用停止請求を受ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒276-0042 千葉県八千代市ゆりのき台2-10 八千代市 健康福祉部 健康づくり課
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、対応記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年7月8日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法に基づき、予防接種(高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌ワクチン・風しん第5期・新型インフルエンザ)の実施等を行う 特定個人情報を下記の事務で取り扱う ①予防接種の実施 ②健康被害救済の給付に係わる請求手続 ③予防接種費用の徴収 ④接種台帳の記録・保管	予防接種法に基づき、予防接種(高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌ワクチン・風しん第5期・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種)の実施等を行う 特定個人情報を下記の事務で取り扱う ①予防接種の実施 ②健康被害救済の給付に係わる請求手続 ③予防接種費用の徴収 ④接種台帳の記録・保管 ⑤ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理 ⑦他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑧予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称		ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能		・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券の発行登録 ・接種記録の管理 ・転出 死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4		[O]その他(健康管理システム)	事後	評価書の見直しに伴う変更

令和3年11月25日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号 ●番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ●番号法第19条第5号(委託先への提供) 	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]その他()	[O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<p>【対象者把握】 各種予防接種の対象者の把握及び管理</p> <p>【受診券発行】 各種予防接種の予診票出力</p> <p>【結果登録】 予防接種結果をシステムへ登録</p>	<p>【対象者把握】 各種予防接種の対象者の把握及び管理</p> <p>【受診券発行】 各種予防接種の予診票出力</p> <p>【結果登録】 予防接種結果をシステムへ登録</p> <p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する 	事後	評価書の見直しに伴う変更

令和3年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。	健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う）	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名		株式会社ミラボ	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無		再委託しない	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	(別添1)ファイル記録項目 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	別添3のとおり	別添3のとおり	事後	評価書の見直しに伴う変更

<p>令和3年11月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容</p>	<p>・窓口において、申請内容や本人確認書類(身分証明書)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・委託医療機関から提出された予診票をシステムへ取込む際に、記録票に記載された氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。</p>	<p>・窓口において、申請内容や本人確認書類(身分証明書)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・委託医療機関から提出された予診票をシステムへ取込む際に、記録票に記載された氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の 入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供する ため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>
-------------------	---	--	---	-----------	---------------------

<p>令和3年11月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容</p>	<p>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で管理を行い、漏えい・紛失を防止している。 ・紙媒体を窓口で受け取り後、事務連絡が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底している。</p>	<p>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で管理を行い、漏えい・紛失を防止している。 ・紙媒体を窓口で受け取り後、事務連絡が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底している。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>
<p>令和3年11月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容</p>	<p>・番号法第9条第1項別表第1に記載されない事項については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システムの仕組みとして担保する。 ・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じる。</p>	<p>・番号法第9条第1項別表第1に記載されない事項については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システムの仕組みとして担保する。 ・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じる。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>

<p>令和3年11月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証を実施する。また利用者毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・アクセス権限の設定については管理表を作成し、管理表に基づいた設定を行う。 ・人事情報に基づき、アクセス権限を設定し、権限を有していた職員の異動及び退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、不要となるユーザーIDは失効させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証を実施する。また利用者毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・アクセス権限の設定については管理表を作成し、管理表に基づいた設定を行う。 ・人事情報に基づき、アクセス権限を設定し、権限を有していた職員の異動及び退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、不要となるユーザーIDは失効させる。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>
-------------------	--	--	--	-----------	---------------------

<p>令和3年11月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容</p>	<p>・アクセスログ管理機能により、いつ、だれが、どのような情報にアクセスしたのかをログに記録する。 ・不正利用防止のためログの監視を行い、記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて、確認が行える仕組みとする。 ・システムを時間外に利用する場合は事前の申請が必要であり、上記と同様にアクセスログの管理・記録を行う。 ・画面の盗み見や不正利用を防止するため、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバーを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う必要がある。 ・外部媒体の接続は、端末の各種ポートを制限し、予め決められた媒体のみ可能であり、セキュリティ機能付きの媒体とし利用記録の管理を行う。 ・特定個人情報等の保護に関する研修を受講し、職員の啓発に努める。</p>	<p>・アクセスログ管理機能により、いつ、だれが、どのような情報にアクセスしたのかをログに記録する。 ・不正利用防止のためログの監視を行い、記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて、確認が行える仕組みとする。 ・システムを時間外に利用する場合は事前の申請が必要であり、上記と同様にアクセスログの管理・記録を行う。 ・画面の盗み見や不正利用を防止するため、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバーを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う必要がある。 ・外部媒体の接続は、端末の各種ポートを制限し、予め決められた媒体のみ可能であり、セキュリティ機能付きの媒体とし利用記録の管理を行う。 ・特定個人情報等の保護に関する研修を受講し、職員の啓発に努める。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>
<p>令和3年11月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置の内容</p>	<p>別添4のとおり</p>	<p>別添4のとおり</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>

<p>令和3年11月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイル取扱 いの委託 規定の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務 ・複写及び複製の禁止 ・提供資料の返還 ・個人情報の目的外使用及び第三者への提供 の禁止 ・漏えい、滅失等の防止・従事者への周知 ・事故発生時の報告義務 ・個人情報の持出しの禁止 ・再委託の条件 ・実地調査及び報告 ・取扱者の明確化 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責 任 ・ISO9001, ISO27001, プライバシーマーク の取得義務 ・業務終了後の情報の消去 	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務 ・複写及び複製の禁止 ・提供資料の返還 ・個人情報の目的外使用及び第三者への提供 の禁止 ・漏えい、滅失等の防止・従事者への周知 ・事故発生時の報告義務 ・個人情報の持出しの禁止 ・再委託の条件 ・実地調査及び報告 ・取扱者の明確化 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責 任 ・ISO9001, ISO27001, プライバシーマーク の取得義務 ・業務終了後の情報の消去 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業 者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項（規約）」 に同意することにより、当該確認事項に基づき、 ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個 人情報の取扱いを当該システムの運用保守事 業者に委託することとする。なお、次の内容につ いては、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の 制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取 扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適 切な取扱いの確保 	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>
<p>令和3年11月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) その他の措置の内容</p>		<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > ワクチン接種記録システムでは、他市区町村へ の提供の記録を取得しており、委託業者から 「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認を することができる。</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>

<p>令和3年11月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>
<p>令和3年11月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>別添5のとおり</p>	<p>別添5のとおり</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>
<p>令和4年3月4日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能</p>	<p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券の発行登録 ・接種記録の管理 ・転出 死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p>	<p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券の発行登録 ・接種記録の管理 ・転出 死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>

令和4年3月4日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号 ●番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ●番号法第19条第6号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号 ●番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ●番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<p>【対象者把握】 各種予防接種の対象者の把握及び管理</p> <p>【受診券発行】 各種予防接種の予診票出力</p> <p>【結果登録】 予防接種結果をシステムへ登録 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する 	<p>【対象者把握】 各種予防接種の対象者の把握及び管理</p> <p>【受診券発行】 各種予防接種の予診票出力</p> <p>【結果登録】 予防接種結果をシステムへ登録 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する 	事後	評価書の見直しに伴う変更

令和4年3月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤使用方法 情報の突合</p>	<p>健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)</p>	<p>健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p>	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年3月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2</p>		<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年3月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	事後	評価書の見直しに伴う変更

<p>令和4年3月4日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所※</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>
<p>令和4年3月4日</p>	<p>III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容</p>	<p>別添6のとおり</p>	<p>別添6のとおり</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>
<p>令和4年3月4日</p>	<p>III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容</p>	<p>別添7のとおり</p>	<p>別添7のとおり</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>
<p>令和4年3月4日</p>	<p>III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容</p>	<p>別添8のとおり</p>	<p>別添8のとおり</p>	<p>事後</p>	<p>評価書の見直しに伴う変更</p>

令和4年3月4日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 規定の内容	別添9のとおり	別添9のとおり	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年3月4日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	別添10のとおり	別添10のとおり	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム（VRS）への接種対象者・接種券の発行登録 ・接種記録の管理 ・転出 死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム（VRS）への接種対象者・接種券の発行登録 ・接種記録の管理 ・転出 死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<p>健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p>	<p>健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p>	事後	評価書の見直しに伴う変更

令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所※	別添11のとおり	別添11のとおり	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	(別添1)ファイル記録項目 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	別添12のとおり	別添12のとおり	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容	別添13のとおり	別添13のとおり	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容	別添14のとおり	別添14のとおり	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 規定の内容	別添15のとおり	別添15のとおり	事後	評価書の見直しに伴う変更

令和4年7月8日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 その他の措置の内容		<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	別添16のとおり	別添16のとおり	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価	令和4年3月4日	令和4年7月8日	事後	評価書の見直しに伴う変更